



平成21年度 社協サービスご利用のしおり

◆ みんなでつくる福祉サービス

王滝村社会福祉協議会

サービス名	内容	利用できる方	利用料
どんぐり広場 月1回	・各種企画と交流会(ふれあい体操、遠足、クリスマス会、お年寄りとの交流会など) ・子育てに関する情報交換	保育園入園前の子どもと保護者	会費 半年 1,000円
ミニ児童館 【開放日】土日・祝祭日・年末年始を除く毎日 8:30~17:30	・遊具と遊び場の開放 ・ビデオ、絵本等の提供及び貸し出し	小学校低学年までの子どもと保護者	無料
高齢者エアロビクス教室 月1回	・手足を使い簡単にできる体操教室(有酸素運動) ・参加者どうしの交流、仲間づくり	65歳以上の方	会費 半年 1,000円 送迎料 無料 ※その他実費負担の場合あり
お楽しみ弁当 月1回	・季節の食材、郷土食等を採り入れた弁当の配食(ボランティア「つくり隊」のみなさんが調理)	①65歳以上のひとり暮らし、および高齢者のみの世帯の方 ②80歳以上の方 ③障がいをもたれた方 ④要介護・要支援認定された方	利用料 1食 300円
ごたくらぶ 月1回	・男性高齢者の特技や経験を生かした活動 ・体操 ・各種趣味活動 ・男性料理教室 ・子どもたちとの交流会 ・社会参加活動 など	65歳以上の男性	参加費 1回 300円 送迎料 無料

◆ 介護保険(障害者自立支援)サービス

サービス名	内容	利用できる方	利用料
デイサービス(通所介護) 【営業日】月曜日~金曜日(年末年始を除く) 【営業時間】9:00~16:00	・施設への日帰り通所サービス(レクリエーション、機能訓練、入浴、食事など) *介護サービス *予防サービス	要介護認定された方 要支援認定された方	(サービス費用の1割分を負担) 利用料 1日 802円~1,332円 ※入浴 1回 50円 利用料 月2,327円~4,502円 (共通) 食事費用 1日 500円 送迎料 無料 その他 おむつ代等は実費 ※利用料は介護度により決定。利用限度額を越えた場合は、全額自己負担 ※所得により減免の場合あり
ホームヘルプサービス(訪問介護) 【営業日】月曜日~土曜日(年末年始を除く) 【営業時間】8:30~18:00	・身体介護(食事、入浴、排泄などの介助) ・生活援助(掃除、洗濯、調理、買い物など) *介護サービス *予防サービス	要介護認定された方 要支援認定された方	(サービス費用の1割分を負担) 身体介護 30分未満 351円~ 生活援助 1時間未満 316円 1時間以上 401円 利用料 月1,419円~4,612円 ※週1~3回程度 ※介護度ごとの利用限度額を越えた場合は、全額自己負担 ※所得により減免の場合あり
障がい者ホームヘルプサービス	・身体介護 ・家事援助 ・移動支援	障がいをもたれた方で障害程度区分の認定を受けられた方 ※介護保険認定者は介護保険サービス優先	(サービス費用の1割分を負担) 身体介護 30分未満 292円~ 家事援助 30分未満 121円~ ※所得に応じた負担限度額や、その他の軽減措置あり
居宅介護支援サービス 【営業日】月曜日~金曜日(祝祭日、年末年始を除く) 【営業時間】8:30~17:30	・介護、予防サービスの提案、ケアプランの作成 ・介護に関する相談 ・サービス機関との調整 *介護サービス *予防サービス	要介護認定された方とご家族 要支援認定された方とご家族	無料

◆ 介護予防・生活支援サービス

サービス名	内容	利用できる方	利用料
いきいきサロン 月1回 ※B	・手芸、工作、調理実習等の趣味活動 ・室内、屋外でのレクリエーション、体操 ・子どもたちとの交流会 ・社会参加活動 など *栄養改善 ・心身機能の維持向上	①65歳以上のひとり暮らし、および高齢者のみの世帯の方 ②80歳以上の方 ③障がいをもたれた方 生活機能の維持向上が必要な方	利用料 1回 400円 食材費 1回 350円 ※外食時 1回 1,000円 送迎料 無料
配食サービス 昼食 週5回(月曜日~金曜日) 夕食 週5回(月曜日~金曜日)	・昼食、及び夕食の配食 ・食生活への支援、栄養改善	①65歳以上のひとり暮らし、および高齢者のみの世帯の方 ②障がいをもたれた方 ③要介護・要支援認定された方 ④栄養改善が必要な方 ※B	利用料 おかずのみ 1食 300円 ご飯セット 1食 350円

サービス名	内容	利用できる方	利用料
生活支援ホームヘルプサービス ※B	・日常生活の援助 ・栄養改善 ・心身機能の維持向上	生活機能の維持向上が必要な方	利用料 1回(1時間未満) 150円 1回(2時間未満) 300円
外出支援サービス * 過疎地有償運送サービス	①村診療所への送迎 ②村外の医療機関および福祉施設への送迎 ※ 介助なしで移動することが困難な方に限る ③日常生活に必要な移動のための送迎(買い物など) ※ 福祉車両が必要な方、ホームヘルプサービス利用者以外は村内に限る	65歳以上の方 要介護・要支援認定された方 障がいをもたれた方 65歳以上のひとり暮らし、および高齢者のみの世帯の方	利用料 村内 片道/往復 300円 郡内 片道 1,000円 往復 1,500円 県内および中津川市 片道 3,000円
軽度生活援助サービス	①家屋内外の援助(電球交換など) ②外出の代行(食材の買物など) ③外出の補助 ④健康、生活全般の相談	65歳以上のひとり暮らし、および高齢者のみの世帯の方	利用料 ①～③の援助 1回(30分未満) 100円～ ④の相談 1回(30分未満) 50円～ ※ 30分以上 30分=50円加算

※ Bは村の包括支援センターより対象者として認定された方がご利用いただけます。

◆ 介護者支援サービス

サービス名	内容	利用できる方	利用料
介護教室 年5回	・介護の方法や予防、健康管理、生活環境などに関する講習会 ・施設見学 ・男性料理教室 ・出張、出前教室	在宅で介護をされている方、 並びに住民全般のみなさん	無料
介護者リフレッシュ 年3回	・心身の疲労回復のための日帰り旅行 ・介護者どうしの交流、及び情報交換会	在宅で介護をされている方	参加費 1回 1,000円

◆ 生活資金貸付サービス

サービス名	内容	利用できる方	利用料
暮らし資金貸付サービス	・生活資金、修学資金、就職支度資金、結婚資金の貸付 【限度額】 50万円 【償還期限】 5年(据置期間を除く)	①所得税非課税世帯 ②身体・知的・精神障がい者世帯 ③母子世帯	無利子
生活福祉資金貸付サービス * 長野県社会福祉協議会貸付事業	・生業・技能習得資金、福祉資金、修学資金、療養・介護資金、緊急小口資金、災害援護資金の貸付 【限度額】 10万円～470万円 【償還期限】 4ヶ月～10年(据置期間を除く)	①低所得世帯 ②身体・知的・精神障がい者世帯 ③療養又は介護を要する高齢者の世帯	年利 3%(据置期間無利子) ※ 修学資金、療養・介護資金は無利子

◆ 各種相談サービス

サービス名	内容	利用できる方	利用料
心配ごと相談所 月1回	・心配ごと相談 年6回 相談員/民生委員 ・無料法律相談 年5回 相談員/弁護士・司法書士 ・子ども・青少年相談 年1回 相談員/児童委員 ・女性相談 年1回 相談員/女性相談員 ・その他の相談(介護相談など)	住民全般のみなさん	無料

◆ 生活支援ハウス

サービス名	内容	利用できる方	利用料
生活支援ハウス	・居住機能、生活支援機能、交流機能を総合的に提供する高齢者用住宅 ・必要に応じ、デイサービス、ホームヘルプサービス、配食サービス等の在宅サービスの利用を支援 ・生活援助員 1名常駐 ＜入居定員＞ 6名 (1人居室×3、2人居室×1、車椅子居室×1) ＜主な設備＞ 自炊設備(電磁調理器)、暖房設備 非常時呼出システム等 ＜共有施設＞ 浴室、洗濯室、談話室等	60歳以上の ①ひとり暮らしの方 ②高齢者のみの世帯の方 ③家族の援助が困難な方	利用料(家賃) 月額 7,500円～30,000円 ※ 収入状況により決定 ※ 光熱水費等は実費で負担

※ 営業日(時間)は特に規定がない場合は、土日・祝祭日・年末年始を除く8:30～17:30とする。

